

## クレジットカードの会員規約・規定・特約(法人用)の改定について

2024年1月4日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジットカードの会員規約・規定・特約(法人用) (以下「規約等」といいます) の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

### 1. 対象カード(いずれも法人用)

- ①TOYOTA TS CUBIC CARD
- ②DAIHATSU TS CUBIC CARD
- ③HINO TS CUBIC CARD
- ④ENEOS BUSINESS カード/ENEOS BUSINESS IIカード
- ⑤リゾートトラストカード
- ⑥TOKAI カード
- ⑦トヨタレンタカービジネスメンバーカード
- ⑧トヨタフューエルサポートカード
- ⑨TOYOTA TS CUBIC ETC カード
- ⑩DAIHATSU TS CUBIC ETC カード
- ⑪HINO TS CUBIC ETC カード
- ⑫ENEOS BUSINESS ETC カード

### 2. 効力発生日

2024年4月1日より改定後の規約等が適用となります。

### 3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等(全文)につきましては、2024年4月1日頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

債務の弁済に要する費用に関する条項の改定の背景や詳細につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

#### (1)上記1. ①~③のクレジットカード会員規約

改定前	改定後
第3条(カード利用等にかかる責任)	第3条(カード利用等にかかる責任)
3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者のクレジットカード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成20年3月1日以降入会・変更等によりカード使用者となった会員には適用されないものとします。	3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者のクレジットカード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成20年3月1日以降入会・変更等によりカード使用者となった、 <b>法人会員の代表権を有する者</b> には適用されないものとします。
新設	<b>9.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第14条が準用されることを承諾します。</b>
第14条(費用・公租公課等の負担)	第14条(費用・公租公課等の負担)
1.当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	<b>1.会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。</b>
2.会員は、ショッピングに基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円(税込み)、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、当社に対し別に支払うものとします。	<b>2.ショッピングに基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のものを、当社に対して支払います。</b>

#### (2)上記1. ④のクレジットカード会員規約

改定前	改定後
-----	-----

第3条（カード利用等にかかる責任）	第3条（カード利用等にかかる責任）
新設	7.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第15条が準用されることを承諾します。
第15条（費用・公租公課等の負担）	第15条（費用・公租公課等の負担）
1.当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	1.会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2.会員は、本規約に基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	2.カードの利用に基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。

### (3)上記1. ⑤⑥のクレジットカード会員規約

改定前	改定後
第2条（カード利用等にかかる責任）	第2条（カード利用等にかかる責任）
3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者のクレジットカード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成20年3月1日以降入会・変更等によりカード使用者となった会員には適用されないものとします。	3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者のクレジットカード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成20年3月1日以降入会・変更等によりカード使用者となった、 <b>法人会員の代表権を有する者</b> には適用されないものとします。
新設	9.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第13条が準用されることを承諾します。
第13条（費用・公租公課等の負担）	第13条（費用・公租公課等の負担）
1.当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	1.会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2.会員は、ショッピングに基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	2.ショッピングに基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。

### (4)上記1. ⑦のトヨタレンタカービジネスメンバーカード会員規約

改定前	改定後
第5条（カード利用等にかかる責任）	第5条（カード利用等にかかる責任）
新設	7.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第14条が準用されることを承諾します。
第14条（費用・公租公課等の負担）	第14条（費用・公租公課等の負担）
1.当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	1.会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2.会員は、本規約に基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	2.カードの利用に基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。

### (5)上記1. ⑧のトヨタフェーエルサポートカード会員規約

改定前	改定後
-----	-----

第7条（カード利用等にかかる責任）	第7条（カード利用等にかかる責任）
新設	7.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第15条が準用されることを承諾します。
第15条（費用・公租公課等の負担）	第15条（費用・公租公課等の負担）
1. 当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	1. 会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2. 会員は、本規約に基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	2. カードの利用に基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。

(6)上記1. ⑨～⑩の会員規約

改定前	改定後
第4条（カード利用等にかかる責任）	第4条（カード利用等にかかる責任）
3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者の ETC カード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成20年3月1日以降入会・変更等によりカード使用者となった会員には適用されないものとします。	3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者の ETC カード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成20年3月1日以降入会・変更等によりカード使用者となった、 <b>法人会員の代表権を有する者</b> には適用されないものとします。
新設	9.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第14条が準用されることを承諾します。
第14条（費用・公租公課等の負担）	第14条（費用・公租公課等の負担）
1. 当社に対する ETC カードの利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	1. 会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2. 会員は、本規約に基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	2. ETC カードの利用に基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。

(7)上記1. ⑪の会員規約

改定前	改定後
第3条（ETCカード利用等にかかる責任）	第3条（ETCカード利用等にかかる責任）
新設	7.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第14条が準用されることを承諾します。
第14条（費用・公租公課等の負担）	第14条（費用・公租公課等の負担）
1. 当社に対する ETC カード利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	1. 会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2. 会員は、本規約に基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	2. ETC カードの利用に基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。

以上